

児島俊平(1960)：日本海西部におけるシイラ漁況の研究—Ⅳ 清木つき魚群の生態について。

日本水会誌, 21(10).

Inoue, M., R. Amano, Y. Iwasaki and M. Yamamoto (1968) : Studies on environments alluring skipjack and other tunas-II. On the driftwoods accompanied by skipjack and tunas. Bull. Jap. Soc. Sci. Fish., 34(4).

Yuen, S. H., 1970: Behavior of skipjack tuna, *Katsuwonus pelamis* as determined by tracking with ultrasonic devices. J. Fish. Res. Bd. Canada, 27(11).

6. マグロ漁場と海洋法

宇田道隆（東海大学海洋学部）

1974年6月20日～8月29日にペネズエラ国カラカスで135国が集って第3次国際法会議が開催された。第1次ジュネーブ(1958年)、第2次同地(1960年)の同会議をうけ継いで領海、公海、生物資源、大陸棚の条約採択に領海幅員、漁業水域等の国際的合意が得られず、以後沿岸国の優先権が高まり、領海、漁業水域の拡大が相次いでいて、事実上200浬の漁業専管水域の方向に行きつつある。18世紀以来の海洋自由説時代は終り、公海といえども国際的に管理される時代となった。

広域回遊魚であるマグロ等は国際的管理がFAOを通じて3大洋に拡大しつつある。

サケ・マスのごとき瀬戸内海性魚種は產卵河川所有国の優先確保の主張があり、公海沖取漁業国たる日本の北洋からのしめ出しが懸念され、さらに200浬漁業水域によるスケトウダラ等の漁獲を失うことになると日本漁業生産は半減し、大問題である。

そもそも水産資源は日本1国の中ではなく、世界人類の共有資源財産(common inheritance)である。日本は世界に対して漁業を通じて世界の最も必要とする食糧を供給する責任を果たすべきで、これは国連旗の下でやってもよい事業である。従って領海ないし漁業専管水域が仮に200浬になろうとも、日本の協力できる国と協力して、合弁方式により世界食糧生産のために日本がその高い能力と実績をもって貢献する。日本もまた世界の一員として当然働きに応じた報酬を受ける権利もある。しかし入漁料等の支出が増せば当然魚価は高くなる。協力国に利益を分つことになり、共栄の方向に進むことになる。国際漁業管理も大西洋で1902年以来IOCES、さらにICNAF等ができてやっているが、日本でも西太平洋でC.S.K, I.P.F.C.、北洋では日ソ、日米加をうって一丸とした国際海洋開発研究会議ができるべきである。行政が基礎的学問調査に基くべきは言をまたない。特に資源保全利用の立場から余程考えないと、クジラの場合と同様の困

難に遭遇する。日本が単に従来の方式を踏襲しようとすると苦境に落ち入るのみである。国連も入れて最も合理的に天与の漁業資源を有効に活用する提案を日本から先手を打って出し、締め出しの後手にならぬようにすべきである。今日では漁業資源の乱獲問題と共に海洋汚染が大変やかましい問題となっており、国際海洋法会議でも汚染防止水域、国際通航自由度等がとり上げられている。また、水産生物のごとき更新可能資源（renewable resources）と共に非更新的海底鉱物資源の利用が問題になっており、1968年国連総会で海底平和利用が決議されている。特にこれから深海底マンガン団塊採鉱などをマグロ漁場などで競合の問題が出て来る。一緒に仲よく経営できる方策が理想であろう。海洋汚染監視委員会の活動も必要である。有害廃棄物の海洋投棄は厳禁されているはずなので、これの監視も必要である。

大体問題は大陸棚～大陸斜面の海底鉱物資源を中心に考えた1948年のトルーマンの大陸棚宣言に端を発し、海底水産資源に及び、更に発展途上国が自国の将来収穫のために200浬の防衛線を張って来たということである。根本的には有限な資源（生物、非生物）を如何に人間生活のために活用するかということで、非生物資源は数十～数百年の間に採掘と共に無くなってしまうが、生物資源は再生産力を維持できるよう乱獲さえしなければ永続させ得る。もう一つ、以上の資源獲得配分の問題のほかに、米・ソ等大国の世界戦略の問題があり、海洋基地設定等がからんでくる。

日本は水産世界一、海運・造船世界1～2位を争う大国であるが、海洋政策面では残念ながら従来自国の利権擁護に熱心の余り、世界的食糧供給貢献を確保する見地からの発言が乏しく、生物資源保護や汚染防止（海洋投棄等厳禁）などに最も熱心であるべきはずなのに、国際的にもとかく悪評を受け、日本自身は次々と信用を失う一方で、不利な立場に追いやられる挫折感を味って来たようになりみうけられる。根本的な認識、理解を新たにし、世界に受容され、歓迎される先導的意見を国際会議でも提言して積極的に新生面を切り開くべき責任があり、資格ももつ海洋大国ではないか？即ち海洋長期計画に基く行動が見られねばならない。食糧は自給し、備蓄し、輸出できる体制であるべきで、気象、海況、農漁況の長期予測を世界的協力によって確立すべきである。資源の維持と共に増産には増養殖の科学技術を従来の沿岸、内湾のノリ、ワカメ、ハマチ、ホタテ貝などにとどまらず、大海のカツオ、マグロ、サンマ、サケ・マス、スケトウダラ、クジラ等に及ぼすべきである。サケマスは河川生活と匹敵する海洋生活、特に河口水域における減耗率、漁期以外の秋冬季などの生活の実態を究明することによって、河川産卵國の独占所有権の如き妄論を打破することができよう。

カツオ・マグロにおいても産卵、稚仔生息場を明らかにし、回遊状態を追跡し、国際的に乱獲を防止するよう早く手を打つべきである。

従来の遠航方式の無理のある点は改善し、入漁方式、基地合弁方式等に現地の意向を充分察知して排斥等意想外の事態を予防すべきである。

カラカスの海洋法会議では12浬領海、200浬經濟水域の可能性が大きいが、きまらぬときは1975年ウィーンで第4次会議に移る。

それぞれの場合に処するための日本の態度は堂々たる海洋大国的であって欲しく、ナショナル・

エゴ的中後進国並に墮すことのないよう希望している“光栄ある孤立”が、各国でダ捕、排斥の憂目をみて終ることのないように望んでいる。世界の激増する人口のため、日本が海洋食糧を無駄に熙らすことなく、活用して飢餓を救うようになるべきである。カツオ・マグロは高級食品として需要は増大の一途であるから、将来にそなえ増養殖、資源保護を国際的に考えないといけない。

Maltaの前大使A.Pardo博士は、多くの国々の経済的生残りが国際的な社会のため海の富源を維持する吾々の能力に依存し、そのための国際間の新しい法律的秩序に導くものとした。

結論として国際的会議と2国間の交渉により、カツオ・マグロの漁業の将来は考え方により、日本が科学的研究に基いて先導的に明るい方向にもって行けると確信している。